

税 南 第1367号
平成28年 9月 5日

自治労大阪府職員労働組合税務支部なにわ南分会
分会長 酒井 聖和 様

大阪府なにわ南府税事務所長

鎌倉



平成29年度予算編成等に向けた職場環境整備等の要求について(回答)

平成28年8月10日付けで貴分会から要求のあった事項について、下記のとおり回答します。

記

1. 従来からの労使慣行を遵守し労働条件の変更にあたっては一方的な実施は行わないこと。

(回答)

良き労使関係については尊重してまいりたい。

また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。

2. 組合員の労働安全衛生の充実について

- (1) 安全衛生委員会の機能を強化し、健康管理体制を充実すること。

(回答)

職員の安全と衛生管理の面については、これまでも十分留意してきたところであり、今年度も引き続き安全衛生委員会を設置し、職員の健康保持増進と良好な職場環境の形成のために、十分機能するように努めてまいりたい。

- (2) 冷暖房運転・換気操作については、健康管理に留意して行い、運転期間に関わらず年間を通じて各フロアの適温保持の対策を行うこと。

また、冬季の健康維持、感染予防の観点から、加湿器(執務室)を設置すること。

(回答)

冷暖房運転・換気操作については、常に職員の健康管理に留意して行っているところであり、今後とも、冷暖房設備の良好な維持管理に努めてまいりたい。

昨年度、電話交換機室には加湿器を設置したところであり、その他の執務室への設置については、現在の加湿機能の状況等を踏まえ、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

(3) 定期健康診断・特別健康診断の内容を充実させるとともに、受診対象者への周知を徹底すること。
女性検診は毎年受診できるようにすること。

また、55歳以上の「セルフドック」については、職免扱いとすること。併せて再任用職員も対象とすること。

(回答)

定期健康診断・特別健康診断の内容の充実等、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

なお、当所においては、平成27年度及び平成28年度における定期健康診断の未受診者はなかったが、今後とも受診対象者への周知徹底に努めてまいりたい。

(4) パソコンのディスプレイが放つ強い可視光線（ブルーライト）は、人体に悪い影響を与えられていると言われており、VDT検査等、健康を守るため、可視光線を押さえる遮断シートの貼り付けなどの対策を行うこと。

(回答)

可視光線に対する対策については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

(5) 業務執行の必要から自転車を利用した出張が多く、職員の安全確保の観点から、自転車の点検・整備を定期的に行うなど、適切な管理を行うこと。

(回答)

補修等が必要な自転車については、速やかに修理を行うなど適切な管理に努めてまいりたい。

3. 職場環境整備について

(1) 手洗いの勧奨、安全衛生の観点からトイレの手洗器を自動化すること。

また、換気扇の点検修理等を行い、消臭対策を引き続き講じること。

(回答)

トイレ手洗器の自動水栓化については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

なお、トイレの換気対策については、昨年度、改善措置を講じたところであり、今後も引き続き適切な管理に努めてまいりたい。

(2) 視覚障がい者用電話交換中継台を人員分設置すること。

(回答)

当所の電話交換中継台、3台のうち2台は視覚障がい者用である。

視覚障がい者用電話交換中継台の人数分配置については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。

■ 要 望

- 1 電話機の録音機能・ナンバーディスプレイを設置すること。
- 2 個人情報保護観点から、出張の際に持ち出し書類など入れるカバンの購入すること。
- 3 自転車の更新にあたっては、電動機自転車を購入すること。
- 4 来庁者用の自転車置き場を占有する、職員通勤用・公用自転車については、事務所裏のスペースに自転車置き場を設置すること。
- 5 駐車台数の少ない駐車場において、駐車をめぐり府民とのトラブルが起きないように「公用車駐車場」の明示を行うこと。
- 6 中庭及び休養室の有効活用方策を検討すること。
- 7 災害等の緊急時における来庁者と職員の避難経路と誘導方法の確認をすること。
また、非常灯について適切な設置か確認すること。
- 8 人事異動については、本人の意向を尊重すること。
- 9 公用車の使用にかかる事故の場合には、分限条例の改正を含む求償権の放棄を行うこと。